



整備箇所整理表【北部 17/20】

市町村名	行政区	海浜名 (市町村名や一時的な呼称)	管理者名	1. 海岸の特性		2. 防風水堤 (堤防の長さ(延べ距離))			3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行うべき地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の種類又は修繕の方法
				背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	背後に、民家及び道路がある。	堤防 長さ 延べ距離	計画堤防高	計画堤防長さ	計画堤防高さ	計画堤防長さ	計画堤防高さ	計画堤防長さ					
松島町	○	桂島 港海岸 桂島地区	水産庁 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	3.10 (-)	3.30	-	3.30	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島であるため自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整備する	堤防 L=470m	特別名勝松島の保全に特段に配慮する。 ・漁業利用と関係なく、利用者の安全に配慮する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検後の地、5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・漁業利用と関係なく、利用者の安全に配慮する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検後の地、5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・海岸保全施設の種類又は修繕の方法			
松島町	○	仙台塩釜港 桂島(前浜)地区	港務局 (宮城県)	背後に、道路がある。	3.90 (3.90)	4.30	突堤 離岸堤	4.30	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○砂浜が存在していることから、自然環境の保全に努める。	天端高TP+4.30mの堤防、護岸を整備する	堤防、護岸 L=491m 突堤 L=100m 離岸堤 L=300m	・砂浜環境の保全に努める。	・海水浴場として利用されている海岸であり、砂浜環境保全のため、日本遊歩に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。また台風等の波浪の後は、海岸堤のフロックの飛散や沈下等を監視する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・海水浴場として利用されている海岸であり、砂浜環境保全のため、日本遊歩に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。また台風等の波浪の後は、海岸堤のフロックの飛散や沈下等を監視する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・海岸保全施設の種類又は修繕の方法		
松島町	○	仙台塩釜港 桂島(石浜)地区	港務局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。	2.59 (2.59)	3.30	離岸堤	3.30	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島であるため自然環境及び景観に配慮する。 □港務利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの胸壁、護岸を整備する	胸壁、護岸 L=521m 離岸堤 L=300m	・特別名勝松島であるため自然環境及び景観に配慮する。 ・港務利用との役割分担に配慮する。 ・地元調整未了。	・漁業利用されている箇所であり、周囲が整備されている箇所との境界を明確にすることで、利用者の安全に留意する。 ・特別名勝松島であるため自然環境及び景観に配慮する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・漁業利用されている箇所であり、周囲が整備されている箇所との境界を明確にすることで、利用者の安全に留意する。 ・特別名勝松島であるため自然環境及び景観に配慮する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・海岸保全施設の種類又は修繕の方法		
松島町	○	仙台塩釜港 桂島(南浜)地区	港務局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。	2.30 (1.76)	3.30	1.76	3.30	○景観に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港務利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの胸壁、護岸を整備する	堤防 L=289m	・港務利用との役割分担に配慮する。	・漁業利用されている箇所であり、日本遊歩や臨時点検に際しては、構造物の破損や利用者の安全に留意する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・漁業利用されている箇所であり、日本遊歩や臨時点検に際しては、構造物の破損や利用者の安全に留意する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・海岸保全施設の種類又は修繕の方法		
松島町	○	仙台塩釜港 桂島(金ヶ野)地区	港務局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。	- (-)	-	離岸堤	-	○景観に対する安全性を確保するための整備を行う。	施設の高さを維持・確保する	離岸堤 L=100m	・砂浜環境保全のため、日本遊歩に際しては、砂浜の汀線変化状況を監視すると共に利用者の安全に留意する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・砂浜環境保全のため、日本遊歩に際しては、砂浜の汀線変化状況を監視すると共に利用者の安全に留意する。 ・日本遊歩、各風や地層等の発生後の臨時点検及び5年(1)回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	・海岸保全施設の種類又は修繕の方法			

現況に配慮が必要  
 ● 津波対策  
 ○ 景観などの海岸保全対策  
 ▲ 防風水堤  
 △ 防風水堤  
 ○ 一般の配慮が必要  
 ● 一般的に配慮が必要  
 ○ 一般的に配慮が必要  
 ● 一般的に配慮が必要

「この地図は、国土地理院基の承認を得て、同院発行の2万5千分の「地形図及び数値地図20000（地図画像）」を複製したものである。（承認番号 平16総認第133号）」

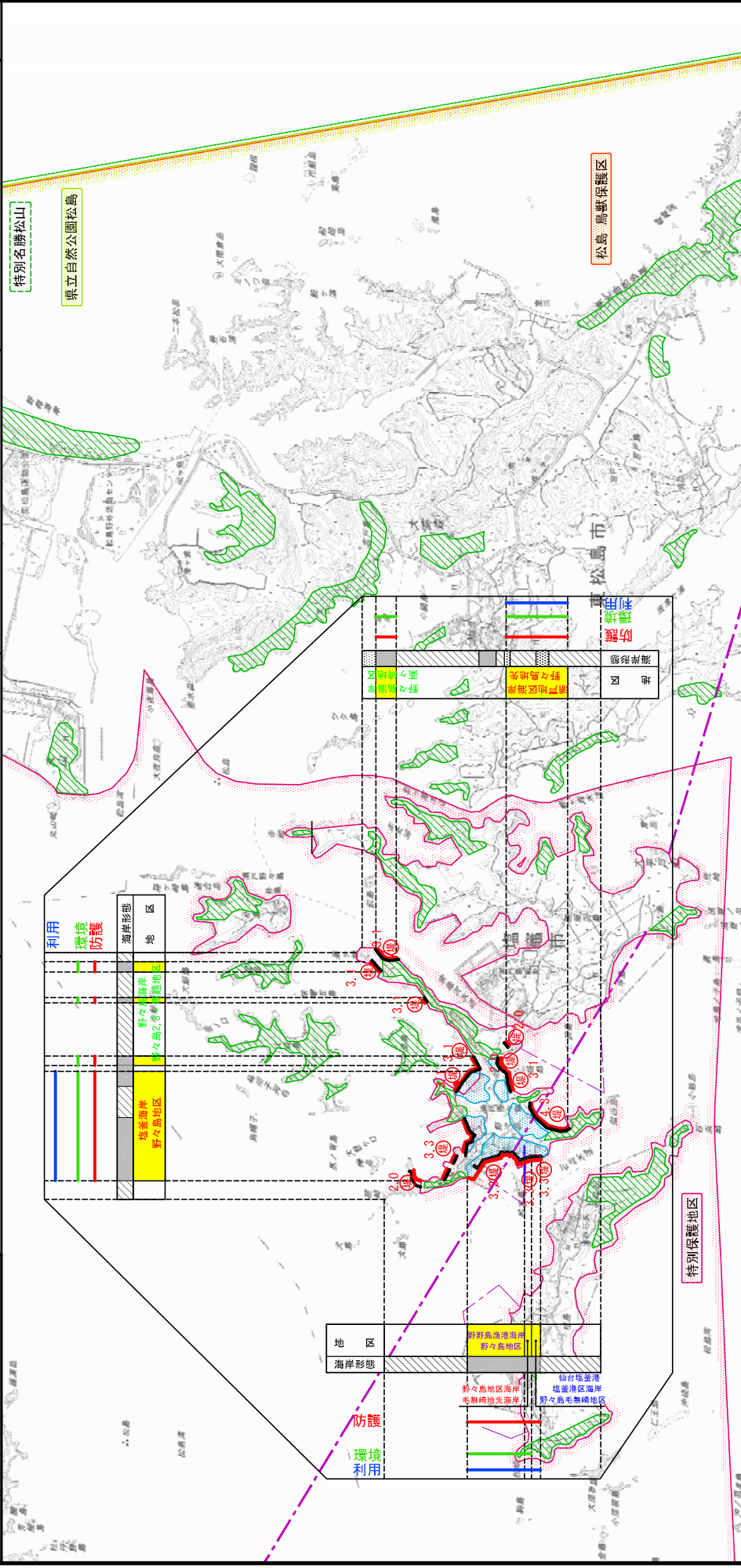
# 施設整備計画図

沿岸名  
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名  
松島湾

地先名  
松島島嶼（4）

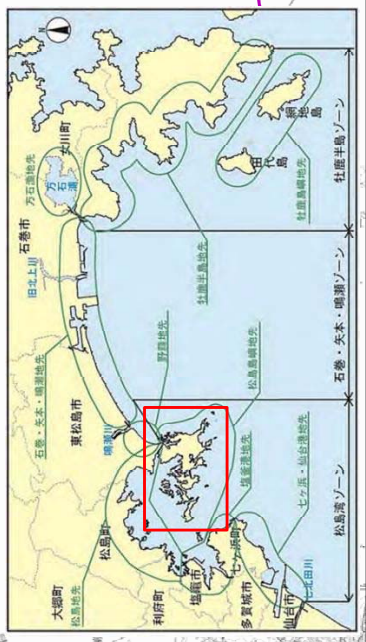
縮尺  
8=1:25,000  
0 500 1000 (m)



利用	環境	防衛	海岸形態	地区
緑	緑	赤	黄	黄
緑	緑	赤	黄	黄
緑	緑	赤	黄	黄

地区	野々島地区海岸 野々島地区 仙台海浜 塩釜地区海岸 野々島毛無崎地区
海岸形態	野々島地区海岸 野々島地区 仙台海浜 塩釜地区海岸 野々島毛無崎地区

防衛	防衛
防衛	防衛



防	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設（現況）</li> <li>海岸保全施設の種別</li> <li>堤</li> <li>堰</li> <li>突堤</li> <li>消波堤</li> <li>消波堤</li> <li>人工リーフ</li> <li>防波堤</li> <li>防波堤</li> <li>防波堤</li> <li>重要施設</li> <li>受震地域</li> </ul>
海岸形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂浜</li> <li>崖</li> <li>その他</li> </ul>
計画施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>沖合施設</li> <li>堤防・懸崖・防壁</li> <li>消波施設</li> <li>防波・潮止堰門</li> <li>養浜</li> <li>突堤</li> </ul>

整備箇所整理表【北部 18/20】

市町村名	海浜地区 名称 種別	海浜地区 名称 (地域名・字名や一時的 名称)	管理者名	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防・防波堤等) (基準高)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行うべきでの 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の種類又は修繕の方法
					堤防 基準高 (基準高)	防波堤 基準高 (基準高)	浸食 防止 基準高 (基準高)	理 境 保 護 (種 別)	利 用 (種 別)					
					堤防 基準高 (基準高)	防波堤 基準高 (基準高)	浸食 防止 基準高 (基準高)	理 境 保 護 (種 別)	利 用 (種 別)					
松島町	○	浦戸海岸 野々島地先海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)	背後に、民家が狭る。 また、農地として利用されている。 新たな堤防の整備が必要。	3.10 (2.0,3.1)	4.30	2.0, 3.1	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園・鳥獣保護区・特別名勝松島保護地区であるため自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+2.00、+3.10、 +4.30mの護岸、堤防を整備する。	護岸 L=147m(TP+2.00m) 護岸 L=135m(TP+3.10m) 堤防 L=293m(TP+4.30m)	・自然景観の保全に配慮する。 ・砂浜の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視を実施し、砂浜の形変化状況を確認する。 ・日常巡視に関しては、防波堤・護岸・埋立地の埋立物、種 別や吐口フラップゲートの稼働及び異常の修理に留意す る。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に関しては、防波堤・護岸・埋立地の埋立物、種 別や吐口フラップゲートの稼働及び異常の修理に留意す る。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際して は構造物の破損に留意する。		
		野々島海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)	背後に、民家がある。 また、農地として利用されている。 新たな堤防の整備が必要。	3.10 (2.0,3.1)	3.30	2.0, 3.1	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園・鳥獣保護区・特別名勝松島保護地区であるため自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+2.00、+3.10、 +3.30mの護岸、堤防を整備する。	護岸 L=147m(TP+2.00m) 護岸 L=77m(TP+3.10m) 堤防 L=492m(TP+3.30m)	・自然景観の保全に配慮する。 ・自然利用との調整に配慮する。 ・地元調整未了。			
		野々島海岸 毛無地先海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)	背後に、民家が狭る。 新たな堤防の整備が必要。	3.10 (3.1,3.2)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎特別名勝松島保護地区であるため自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの堤防を整 備する。	堤防 L=42m	・自然景観の保全に配慮する。 ・漁業利用との調整に配慮する。 ・地元調整未了。			
		馬越海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地及び道路がある。	3.10 (3.10)	-	3.10	○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+3.10mの護岸を整 備する。	護岸 L=85m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮 する。 ・特別名勝松島の保全に特段に 配慮する。			
		野々島海岸Ⅱ	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.10)	-	3.10	○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+3.10mの堤防を整 備する。	堤防 L=91m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮 する。 ・特別名勝松島の保全に特段に 配慮する。			
		野々島海岸Ⅲ	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.10)	-	3.10	○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+3.10mの護岸を整 備する。	護岸 L=58m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮 する。 ・特別名勝松島の保全に特段に 配慮する。			
		栗ヶ島海岸	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.10)	-	3.10	○浸食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+3.10mの護岸を整 備する。	護岸 L=107m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮 する。 ・特別名勝松島の保全に特段に 配慮する。			
		仙台塩釜港 野々島(毛無崎)地 区	港務局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。 新たな堤防の整備が必要。	3.10 (3.10)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○特別名勝松島保護地区であるため自然環境及び景観に配慮する。 □港務利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの護岸を整 備する。	護岸 L=53m	・特別名勝松島であるため自然 環境及び景観に配慮する。 ・港務利用との調整に配慮する。 ・地元調整未了。			
		野野高浜海岸 野々島地区	水産庁 (塩釜市)	背後に、民家及び道路がある。 新たな堤防の整備が必要。	1.76-3.09 (1.76-3.09)	3.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○自然公園・鳥獣保護区・特別保護地区であるため自然環境及び景観に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.30mの護岸、胸 壁を整備する。	護岸、胸壁 L=505m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮 する。 ・特別名勝松島の保全に特段に 配慮する。 ・漁業利用されている海岸にあり、開閉が存在するため、 自然環境及び景観に配慮しては、構造物の破損や開閉の ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			

18/20

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図及び数値地図200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平16総認 第133号）」

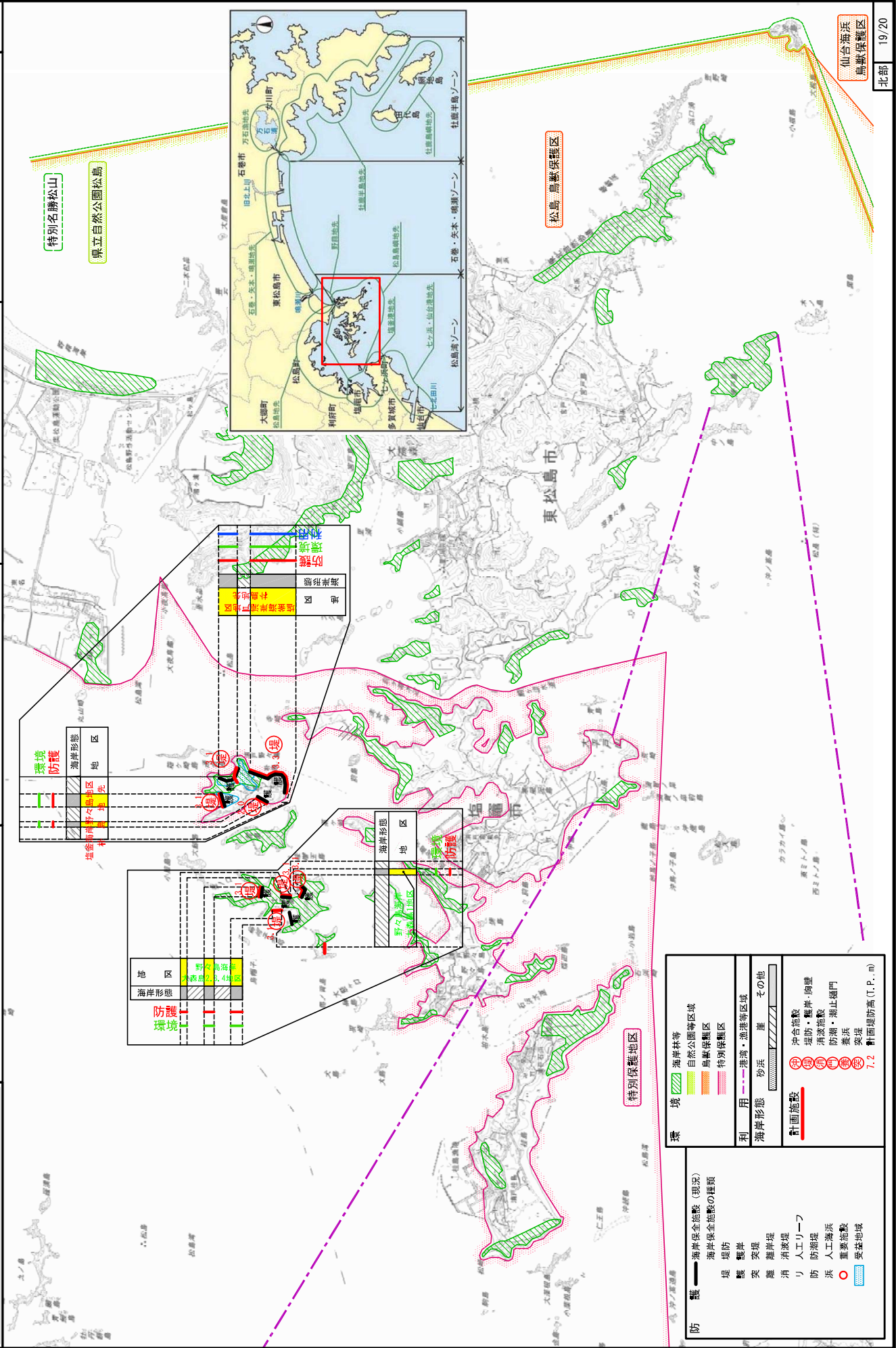
# 施設整備計画図

沿岸名  
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名  
松島湾

地先名  
松島島嶼（5）

8=1:25,000  
0 500 1000(m)



環境防護	海岸形態	地区
緑	緑	緑
黄	黄	黄
赤	赤	赤
青	青	青
紫	紫	紫

地	海岸形態	地区
緑	緑	緑
黄	黄	黄
赤	赤	赤
青	青	青
紫	紫	紫

防 護	海岸保全施設（現況）	環境	海岸林等
堤防	海岸保全施設の種別	防護	自然公園等区域
護岸	堤防	環境	鳥獣保護区
突堤	突堤	防護	特別保護区
離岸堤	消波堤	防護	特別保護区
消波堤	人工リーフ	防護	特別保護区
防波堤	防波堤	防護	特別保護区
人工海浜	重要施設	防護	特別保護区
重要施設	重要施設	防護	特別保護区
安基地域	安基地域	防護	特別保護区

整備箇所整理表【北部 19/20】

用取 り 名	ユ ニ ツ ト	海 岸 保 全 法 第 1 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に 基 づ き 行 う 事 業 の 種 別	海 岸 名 (市 域 名 ・ 字 名 や 一 部 的 な 呼 称)	管 理 者 名	1.海 岸 の 特 性	2.防 護 水 準 (基 準 海 面 を 基 準 と す る)			3.海 岸 で 特 に 必 要 な 観 点			4.海 岸 管 理 者 が 実 施 す る 施 策	5.海 岸 管 理 費 の 目 的	6.海 岸 保 全 施 設 整 備 要 求	7.施 設 整 備 を 行 う 上 の 地 域 に お け る 配 慮 事 項	8.海 岸 保 全 施 設 の 維 持 又 は 修 繕 の 方 法		
						基 準 海 面 高 (海 抜 高)	基 準 海 面 高 (海 抜 高)	基 準 海 面 高 (海 抜 高)	防 護 水 準 高	防 護 水 準 高	防 護 水 準 高						防 護 水 準 高	防 護 水 準 高
						基 準 海 面 高 (海 抜 高)	基 準 海 面 高 (海 抜 高)	基 準 海 面 高 (海 抜 高)	防 護 水 準 高	防 護 水 準 高	防 護 水 準 高						防 護 水 準 高	防 護 水 準 高
		○	浦 戸 海 岸 保 全 局 朴 島 地 先 海 岸	水 管 理・国 土 保 全 局 (宮 城 県)	背 後 に、民 家 が あ る。 ま た、農 地 と し て 利 用 さ れ て い る。 新 た な 堤 防 の 整 備 が 必 要。	3.10 (2.0.3.1)	3.30	2.00	●津 波 ・高 潮 に 対 す る 安 全 性 を 確 保 す る た め の 整 備 を 行 う。 ○農 地 に 対 す る 安 全 性 を 確 保 す る た め の 整 備 を 行 う。 ◎自 然 公 園・鳥 獣 保 護 区・特 別 名 勝 松 島 景 観 地 区 に お け る た め の 自 然 景 観 及 び 景 観 に 配 慮 す る。 □漁 業 利 用 に 配 慮 す る。	天 端 高 P+2.00、+3.30mの 護 岸。堤 防 を 整 備 す る。	護 岸 L=132m (P+2.00m) 堤 防 L=519m (P+3.30m)	・日 常 巡 視、台 風 や 地 震 等 の 発 生 後 の 照 望 点 検 査 及 び 5年 に 1回 程 度 の 定 期 点 検 を 実 施 し、通 切 な 維 持・修 繕 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。						
		○	野 々 島 海 岸 保 全 局 朴 島 地 先 海 岸	水 管 理・国 土 保 全 局 (宮 城 県)	背 後 に、農 地 と し て 利 用 さ れ て い る。 新 た な 堤 防 の 整 備 が 必 要。	3.10 (2.0.3.1)	-	2.0、3.1	○農 地 に 対 す る 安 全 性 を 確 保 す る た め の 整 備 を 行 う。 ◎自 然 公 園・鳥 獣 保 護 区・特 別 名 勝 松 島 景 観 地 区 に お け る た め の 自 然 景 観 及 び 景 観 に 配 慮 す る。	天 端 高 P+2.00、+3.10mの 堤 防。防 波 を 整 備 す る。	護 岸 L=80m(T.P.+2.00m) 護 岸 L=119m (T.P.+3.10m)	・日 常 巡 視、台 風 や 地 震 等 の 発 生 後 の 照 望 点 検 査 及 び 5年 に 1回 程 度 の 定 期 点 検 を 実 施 し、通 切 な 維 持・修 繕 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。						
		○	大 森 島 海 岸 I	農 村 振 興 局 (宮 城 県)	背 後 に、農 地 が あ る。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	△保 守 点 林 林 制 の 充 実、防 護、保 全 施 設 の 維 持 管 理、 ◎施 設 施 工 に 際 し て は 自 然 景 観 及 び 景 観 に 配 慮 す る。	震 災 後 の 高 さ で 補 修 を 実 施 す る。 施 設 の 耐 震 性 を 確 保 す る。	護 岸 L=92m	・海 陸 と な る が 日 常 巡 視、台 風 や 地 震 等 の 発 生 後 の 照 望 点 検 査 及 び 5年 に 1回 程 度 の 定 期 点 検 を 実 施 し、通 切 な 維 持・修 繕 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。						
		○	大 森 島 海 岸 II	農 村 振 興 局 (宮 城 県)	背 後 に、農 地 が あ る。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	△保 守 点 林 林 制 の 充 実、防 護、保 全 施 設 の 維 持 管 理、 ◎施 設 施 工 に 際 し て は 自 然 景 観 及 び 景 観 に 配 慮 す る。	震 災 後 の 高 さ で 補 修 を 実 施 す る。 施 設 の 耐 震 性 を 確 保 す る。	護 岸 L=76m	・海 陸 と な る が 日 常 巡 視、台 風 や 地 震 等 の 発 生 後 の 照 望 点 検 査 及 び 5年 に 1回 程 度 の 定 期 点 検 を 実 施 し、通 切 な 維 持・修 繕 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。						
		○	大 森 島 海 岸 III	農 村 振 興 局 (宮 城 県)	背 後 に、農 地 が あ る。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	△保 守 点 林 林 制 の 充 実、防 護、保 全 施 設 の 維 持 管 理、 ◎施 設 施 工 に 際 し て は 自 然 景 観 及 び 景 観 に 配 慮 す る。	震 災 後 の 高 さ で 補 修 を 実 施 す る。 施 設 の 耐 震 性 を 確 保 す る。	護 岸 L=91m	・海 陸 と な る が 日 常 巡 視、台 風 や 地 震 等 の 発 生 後 の 照 望 点 検 査 及 び 5年 に 1回 程 度 の 定 期 点 検 を 実 施 し、通 切 な 維 持・修 繕 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。						
		○	大 森 島 海 岸 IV	農 村 振 興 局 (宮 城 県)	背 後 に、農 地 が あ る。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	△保 守 点 林 林 制 の 充 実、防 護、保 全 施 設 の 維 持 管 理、 ◎施 設 施 工 に 際 し て は 自 然 景 観 及 び 景 観 に 配 慮 す る。	震 災 後 の 高 さ で 補 修 を 実 施 す る。 施 設 の 耐 震 性 を 確 保 す る。	護 岸 L=62m	・海 陸 と な る が 日 常 巡 視、台 風 や 地 震 等 の 発 生 後 の 照 望 点 検 査 及 び 5年 に 1回 程 度 の 定 期 点 検 を 実 施 し、通 切 な 維 持・修 繕 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。 ・吐 口 フ ラ ッ プ ゲ ー ト の 稼 働 及 び 管 束 の 点 検 を 行 う。 ・日 常 巡 視 に 際 し、堤 防 開 閉 に お け る 支 障 物、開 閉 機 の 点 検 及 び 潤 滑 油 の 補 給 を 行 う。						

防  
護  
対  
応：  
●津  
波  
対  
策、  
○農  
地  
な  
ど  
の  
海  
岸  
保  
全  
対  
策、  
△保  
守  
点  
後  
等

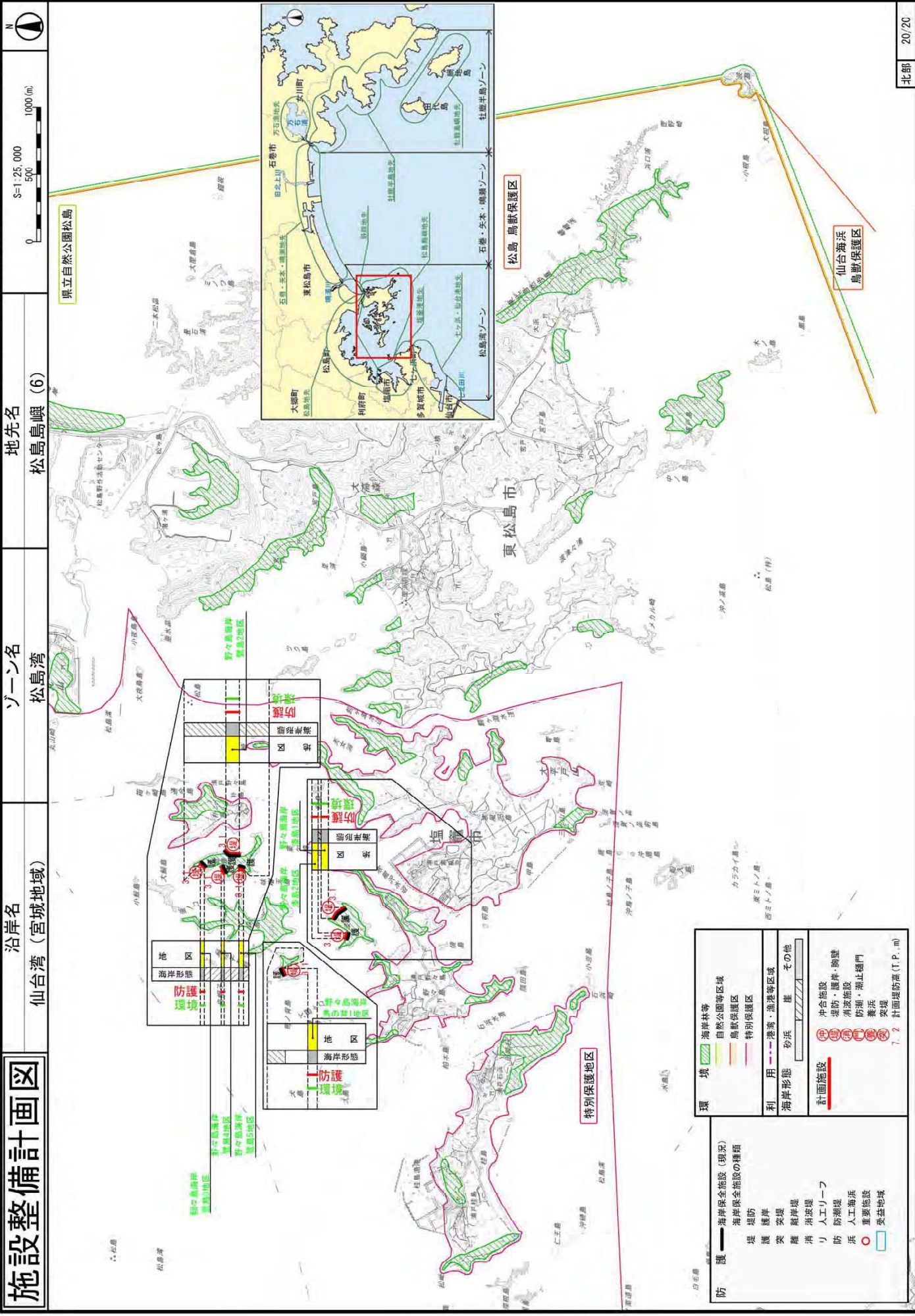
環  
境  
に  
配  
慮  
が  
必  
要

一  
般  
的  
な  
配  
慮  
が  
必  
要

利  
用  
対  
応：  
◎

□

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図及び数値地図  
200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平16防保、第33号）」



# 施設整備計画図

沿岸名  
仙台湾 (宮城地域)

ゾーン名  
松島湾

地先名  
松島島嶼 (6)

8=1:25,000  
0 500 1000 (m)



<b>防 護</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設 (現況)</li> <li>海岸保全施設の種類</li> <li>堤防</li> <li>護岸</li> <li>突堤</li> <li>離岸堤</li> <li>消波池</li> <li>防波壁</li> <li>人工海浜</li> <li>重要施設</li> <li>受益地域</li> </ul>
<b>環 境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸林等</li> <li>自然公園等区域</li> <li>鳥獣保護区</li> <li>特別保護地区</li> </ul>
<b>利 用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港・漁港等区域</li> <li>その他</li> </ul>
<b>海 岸 形 態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂浜</li> <li>崖</li> <li>その他</li> </ul>
<b>計 画 施 設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中合施設</li> <li>堤防・護岸・胸壁</li> <li>消波施設</li> <li>防波・潮止壁</li> <li>養浜</li> <li>突堤</li> </ul>

7.2 計画堤防高 (T.P.m)







整備箇所整理表【南部 1/5】

用新 料名	コ ッ ト	海 域 区 画 界 定	海 域 名 (地域名・字名や一般的 な呼称)	管 理 者 名	1.海岸の特性	2.防風水準			3.海岸で特に必要な地点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理設備目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行うべき 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						(堤防・砂浜など(基面))		設置 位置	防風 位置	環境 (景 観)	利用					
						建設 高 度 (地盤地高)	計画 高 度 (地盤地高)									
仙台市	〇	〇	深沼地区海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)	背後に遊路がある。 また、遊路として利用されている。 新たな遊路の整備が必要。 砂浜の保全が必要。	6.20 (6.20)	7.20	離岸堤	防波 堤	緑	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○遊路に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎特別保護地区であるため自然環境及び景観に配慮す る。	堤防 L=7900m 離岸堤 L=720m	・施設整備を行うべき 地域における配慮事項 ・自然環境の保全に配慮する。	・材料運搬あり、前面の砂浜へのアクセスが考えられるた め、利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に際し ては、特に構造物のクラックや破損や陥没状況を監視する。 ・日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。 ・海水浴場であるため、日常巡視に際しては、利用者の安 全に留意する。 ・日中・夜間の監視実施後の点検・点検後の点検、5 年一回程度の定検点検を実施し、適切な維持・修繕をお こなす。		
仙台市	〇	〇	深沼漁港海岸 荒浜地区	水産庁 (仙台市)	砂浜遊歩で背後に遊路がある。 また、遊路として利用されている。 新たな遊路の整備が必要。	6.20 (6.20)	7.20	-	防波 堤	緑	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○砂浜環境の保全に配慮する。 □レクリエーション・漁業利用に配慮する。	堤防 L=830m	・砂浜環境の保全に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び15年 に一回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。 ・高潮の際の浸水対策であるため、臨時点検に際しては構 造物の破損に留意する。		

環境： ●津波対策、○食事などの海岸保全対  
策 △保守点検算  
環境対応： ◎  
利用対応： □

環境： ●特に配慮が必要  
○一般的な配慮が必要  
要





# 施設整備計画図

沿岸名  
仙台湾（仙台南地域）

ゾーン名  
名取・岩沼

地先名  
名取・岩沼(2)

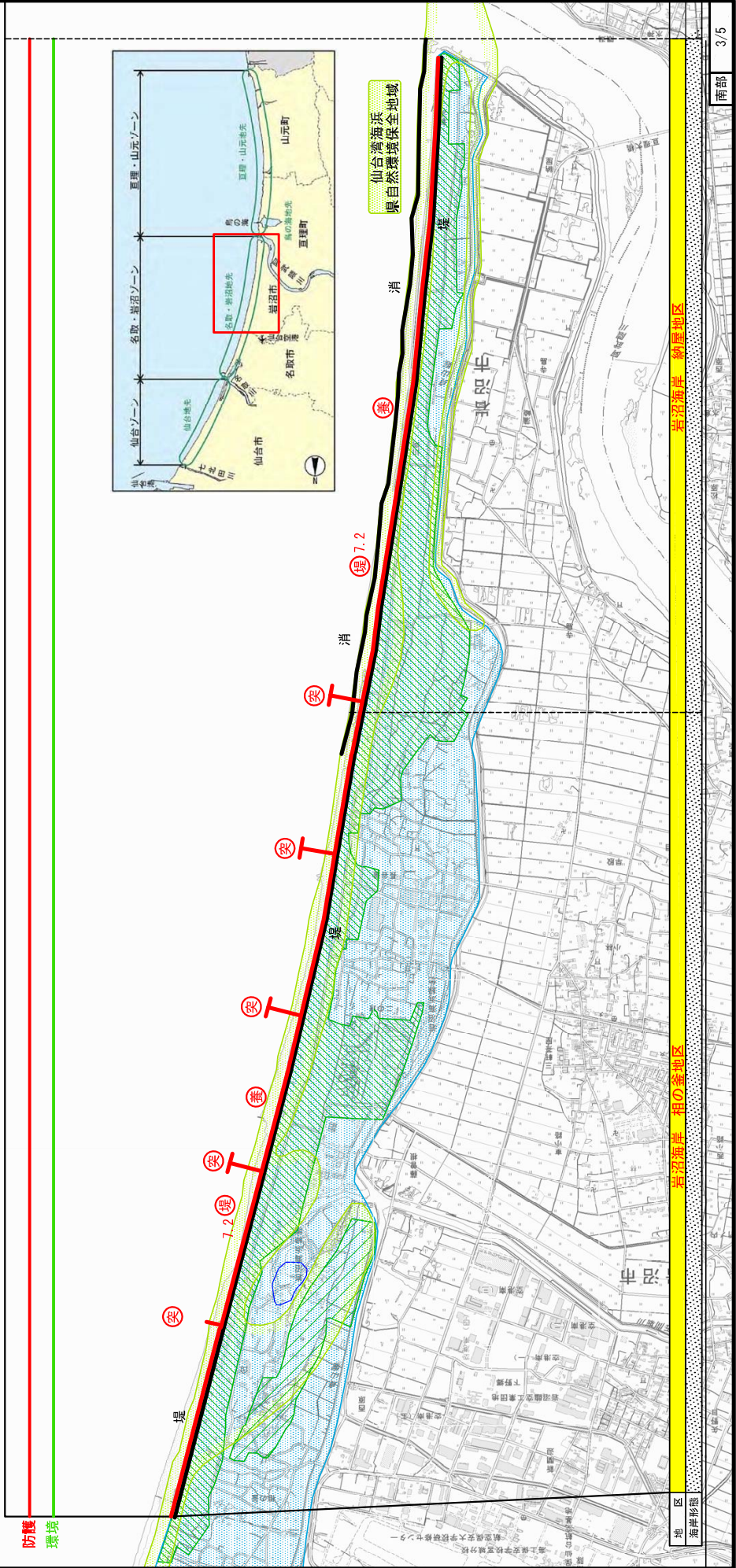
5=1:25,000  
1000 (m)  
(平成10年10月発行)



防	海岸保全施設(現況) 海岸保全施設の種類の 堤 防 突堤 離岸堤 消波堤 人工リーフ 防波堤 防波堤 重要施設 変位地帯
境	海岸林等 自然公園等区域 鳥獣保護区 特別保護区
利	用 砂浜 崖 その他
海岸形態	崖 その他

計画施設	沖合施設 堤防・欄干・胸壁 防潮施設 防潮・潮止壁 突堤
------	--

7.2 計画堤防高(T.P.)



地区  
海岸形態

岩沼海岸 相の釜地区

岩沼海岸 新屋地区

仙台湾海浜  
県自然保護区全域

整備箇所整理表【南部 3/5】

市町村名	ユニット	海保指定区	海保指定区名(市町村単位)	管理署名	1.海岸の特性	2.防風水櫃		3.海岸で特に必要な観点		4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行うべき地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						旧計画高(防潮地底高)	新計画高(防潮地底高)	防潮堤	防風林					
岩沼市	仙北東部海岸①	〇	相の聖地区海岸	水管理・国土保全局(宮城県)	背後に、民家及び道路がある。また、農地として利用されている。新たな堤防整備が必要。砂浜の保全が必要。	7.20 (7.20)	7.20	突堤 養浜	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○農食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○農食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防を整備する。 突堤を整備する。 養浜を実施する。	堤防 L=5077m 突堤 N=4基 養浜 V=1,600,000m <sup>3</sup>	・自然環境の保全に配慮する。	・日高遊積、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・突堤の設置による砂浜の減少を抑制する。 ・高潮高の大きい海岸であるため、臨時点検に際しては構造物の破損に留意する。
岩沼市	仙北東部海岸①	〇	納屋地区海岸	水管理・国土保全局(宮城県)	背後に、民家及び道路がある。また、農地として利用されている。新たな堤防整備が必要。砂浜の保全が必要。	7.20 (7.20)	7.20	突堤 養浜	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○農食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○農食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防を整備する。 突堤を整備する。 養浜を実施する。	堤防 L=4,025m 突堤 N=1基 養浜 V=300,000m <sup>3</sup>	・自然環境の保全に配慮する。	・日高遊積、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日高遊積の発生期、砂浜の地形変化状況等を監視する。 ・高潮高の大きい海岸であるため、臨時点検に際しては構造物の破損に留意する。

環境対応: ●津波対策、○農食などの海岸保全対策  
 防風林: ●特に対策が必要、○一般的な配慮が必要  
 遊歩: ●特に対策が必要、○一般的な配慮が必要  
 養魚: ●特に対策が必要、○一般的な配慮が必要  
 利用対応: □